



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則  
 [福祉局国保年金医療課] 2827

## 訓令甲

▽特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令  
 [行財政局組織制度課] 2828

## 告示

▽令和4年第2回定例市会で議決された令和4年度神戸市各会計補正予算  
 [行財政局財務課] 2832  
 ▽指定管理者の指定（神戸市立細田駐車場ほか）  
 [建設局道路計画課] 2852  
 ▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定（社会福祉法人フジの会）  
 [行財政局税務部市民税課] 2853  
 ▽指定納付受託者の指定（株式会社ジャックス）  
 [企画調整局デジタル戦略部] 2854  
 ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局垂水建設事務所] 2855  
 ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（県道 明石神戸宝塚線）  
 [建設局道路管理課] 2857

## 公告

▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定  
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2858  
 ▽都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧  
 [都市局都市計画課] 2859  
 ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更  
 [経済観光局農政計画課] 2860  
 ▽都市公園の設置（鴨子ヶ原南小公園）  
 [建設局公園部管理課] 2861

▽開発行為に関する工事の完了（西区岩岡町）  
 [都市局都市計画課] 2862  
 ▽開発行為に関する工事の完了（中央区新港町ほか）  
 [都市局都市計画課] 2863

## 選挙管理委員会

▽市選管委員補欠告示  
 [選挙管理委員会事務局] 2865  
 ▽市選管委員長代理指定告示  
 [選挙管理委員会事務局] 2866

規 則
-----

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和5年3月31日</u> とする。	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年12月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

## 訓令甲第5号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年11月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。





## 附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

告 示
-----

神戸市告示第595号

令和4年第2回定例市会で令和4年12月5日議決された令和4年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,015,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934,226,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		千円 80,857,045	千円 435,724	千円 81,292,769
	1 地方交付税	80,857,045	435,724	81,292,769
18 国庫支出金		212,336,396	3,244,740	215,581,136
	1 負担金	168,045,116	1,109,400	169,154,516
	2 補助金	43,056,110	2,135,340	45,191,450
19 県支出金		65,845,605	253,400	66,099,005
	1 負担金	39,650,188	63,000	39,713,188
	2 補助金	23,643,509	190,400	23,833,909
25 市債		91,801,000	1,082,000	92,883,000
	1 市債	91,801,000	1,082,000	92,883,000
歳入合計		929,211,011	5,015,864	934,226,875



## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 63,019,970	千円 10,000	千円 63,029,970
	2 企 画 費	7,904,453	10,000	7,914,453
4 民 生 費		315,017,432	548,680	315,566,112
	1 民 生 総 務 費	43,164,306	22,100	43,186,406
	3 こ ど も 家 庭 費	107,716,460	395,000	108,111,460
	4 障 害 者 福 祉 費	67,503,141	131,580	67,634,721
5 衛 生 費		69,668,331	1,514,000	71,182,331
	2 公 衆 衛 生 費	51,144,384	1,514,000	52,658,384
7 商 工 費		8,985,194	375,000	9,360,194
	1 商 工 振 興 費	7,856,458	240,000	8,096,458
	2 貿 易 観 光 費	1,128,736	135,000	1,263,736
9 土 木 費		42,927,052	1,991,400	44,918,452
	3 道 路 橋 梁 整 備 費	21,421,615	1,757,400	23,179,015
	5 公 園 緑 地 整 備 費	3,531,858	234,000	3,765,858
10 都 市 計 画 費		32,439,503	306,000	32,745,503
	1 都 市 計 画 総 務 費	28,637,960	206,000	28,843,960
	4 街 路 事 業 費	2,753,214	100,000	2,853,214
12 消 防 費		19,305,042	126,000	19,431,042
	1 消 防 費	19,305,042	126,000	19,431,042
13 教 育 費		127,266,639	13,420	127,280,059
	3 幼 稚 園 費	2,102,750	6,400	2,109,150
	7 特 別 支 援 学 校 費	7,682,214	7,020	7,689,234
15 諸 支 出 金		200,677,890	131,364	200,809,254
	1 繰 出 金	191,625,524	131,364	191,756,888
歳 出 合 計		929,211,011	5,015,864	934,226,875

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	本庁舎1号館改修	88,000
	8 庁舎等建設費	区庁舎改修	22,000
4 民生費	7 民生施設整備費	老人福祉施設整備	301,400
		民生施設整備	56,176
7 商工費	1 商工振興費	中小企業物価高騰対策支援事業	240,000
	2 貿易観光費	教育旅行の誘致	60,000
9 土木費	3 道路橋梁整備費	道路改良	4,674,641
		道路補修	42,630
		橋梁整備	2,359,000
	5 公園緑地整備費	公園整備	1,048,000
	7 海岸保全費	海岸保全施設整備	851,000
	8 港湾防災費	神戸港高潮対策緊急事業	180,000
10 都市計画費	1 都市計画総務費	都市再生推進	5,374,455
		公共交通体系整備	299,200
	2 都市改造事業費	都市改造事業促進	30,000
	3 再開発事業費	再開発事業促進	85,666
		組合等再開発	64,800
		都市景観等整備	237,340
	4 街路事業費	街路立体交差	837,000
		街路築造	739,000
11 住宅費	1 住宅総務費	住環境整備	266,000
		建築指導	100,584
		空き家活用支援	25,000

## 第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
		千円
令和5年度指定管理 (丸山コミュニティ・センター)	令和4～9年度	57,000
令和5年度指定管理 (神戸臨床研究情報センター)	令和4～9年度	56,000
令和5年度指定管理 (新開地アートひろば)	令和4～9年度	685,000
令和5年度指定管理 (東灘体育館ほか)	令和4～9年度	1,534,000
令和5年度指定管理 (ポートアイランドスポーツセンター)	令和4～8年度	654,000
令和5年度指定管理 (神戸ポートアイランドホール)	令和4～9年度	98,000
令和5年度指定管理 (須磨図書館)	令和4～9年度	226,000
令和5年度指定管理 (生涯学習支援センターその他の施設)	令和4～9年度	542,000
新垂水図書館整備事業	令和4～6年度	2,660,000
介護保険事業者運営指導	令和4～7年度	90,000
令和5年度指定管理 (神戸こども初期急病センター)	令和4～9年度	1,159,000
令和5年度指定管理 (こうべ市歯科センター)	令和4～9年度	342,000
令和5年度指定管理 (真野児童館ほか)	令和4～9年度	821,000
令和5年度指定管理 (ひとり親家庭支援センター)	令和4～9年度	100,000
令和5年度指定管理 (神戸ファッション美術館)	令和4～9年度	1,373,000
令和5年度指定管理 (ものづくり工場)	令和4～9年度	811,000
令和5年度指定管理 (水産会館)	令和4～9年度	33,000
令和5年度指定管理 (須磨海づり公園)	令和4～5年度	8,000
令和5年度指定管理 (六甲山牧場)	令和4～9年度	70,000
令和4年度道路改良	令和4～6年度	1,200,000
令和4年度街路築造	令和4～6年度	570,000
令和5年度指定管理 (相楽園ほか)	令和4～9年度	2,496,000

## 第4表 市債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 12,939,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	千円 13,759,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
公園整備事業	1,321,000				1,438,000			
街路事業	4,381,000				4,479,000			
消防施設整備事業	1,614,000				1,661,000			

## 令和4年度神戸市市場事業費補正予算

令和4年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,717,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 1,830,910	千円 147,978	千円 1,978,888
	2 諸収入	428,849	147,978	576,827
3 繰入金		163,815	103,197	267,012
	1 他会計繰入金	163,815	103,197	267,012
歳入合計		2,466,805	251,175	2,717,980

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 2,139,492	千円 251,175	千円 2,390,667
	2 運営費	937,459	251,175	1,188,634
歳出合計		2,466,805	251,175	2,717,980

## 令和4年度神戸市食肉センター事業費補正予算

令和4年度神戸市食肉センター事業費補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ930,213千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 220,159	千円 13,491	千円 233,650
	2 諸収入	57,338	13,491	70,829
2 繰入金		367,396	28,167	395,563
	1 他会計繰入金	367,396	28,167	395,563
歳入合計		888,555	41,658	930,213

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 776,114	千円 41,658	千円 817,772
	2 運営費	408,197	41,658	449,855
歳出合計		888,555	41,658	930,213



令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為の補正)

債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
専 用 コ ー ル セ ン タ ー 運 営	令 和 4 ～ 7 年 度	千円 255,000

## 令和4年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和4年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度指定管理 (細田駐車場ほか)	令和4～7年度	千円 204,000

## 令和4年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和4年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## 第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地再開発費	1 市街地再開発費	新長田駅南地区復興市街地再開発	448,875
2 市街地再開発管理費	1 市街地再開発管理費	再開発管理事業	133,720

## 令和4年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和4年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市営住宅建設費	1 市営住宅建設費	市営住宅建設	千円 4,883,677
2 市営住宅管理費	1 市営住宅管理費	市営住宅管理	3,700,164

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
令和5年度指定管理(多聞集会所)	令和4～9年度	千円 6,000
令和5年度指定管理(市営住宅等)	令和4～9年度	11,281,000



## 令和4年度神戸市新都市整備事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市新都市整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度神戸市新都市整備事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度指定管理（ポートアイランド市民広場）	令和4～9年度	250,000千円

## 令和4年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度神戸市港湾事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
神戸空港基本施設整備	令和4～5年度	3,500,000千円

神戸市告示第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和5年1月17日

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立細田駐車場	東京都品川区西五反田2丁目20番4号 タイムズ・日本管財共同事業体 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一	令和5年4月 1日から令和 8年3月31日 まで
神戸市立新長田駐車場		令和5年4月 1日から令和 6年9月30日 まで

## 神戸市告示第598号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20220004	令和4年12月20日 (令和4年1月1日以後 に支出された寄附金)	社会福祉法人フジの会 理事長 砂川 靖子 京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1

神戸市告示第 599 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項により、行財政局税務部市民税課及び須磨区役所北須磨支所市民課の市税に関する証明書交付窓口における証明書発行手数料の収納にかかる指定納付受託者を次のとおり指定したので、同第 231 条の 2 の 3 第 2 項に基づき告示する。

令和 5 年 1 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 1 番 18 号  
株式会社ジャックス  
取締役社長 村上 亮
- 2 指定納付受託者として指定をした日  
令和 4 年 12 月 23 日

## 神戸市告示第600号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和4年12月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 2台	令和4年12月1日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和4年12月5日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和4年12月9日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年12月14日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年12月19日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和4年12月26日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年12月26日	

## 神戸市告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年1月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年1月31日まで一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	明石神戸宝塚線	神戸市西区前開南町1丁目 22番地先から	新	261.20	最大 27.20 最小 12.50
		神戸市西区前開南町1丁目 6番8地先まで	旧	261.20	最大 15.20 最小 12.50



公 告
--------

## 神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備えて、一般の縦覧に供します。

令和4年12月26日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

## 公告認定対象区域

神戸市垂水区平磯1丁目1699-1-4の一部、1699-1-5の一部、  
1699-1-6の一部、1699-1-7の一部、1699-1-8の一部、  
1699-1-9の一部、1699-1-10の一部、1699-13の一部、  
1699-19の一部、1699-21の一部、1700番、1701番

## 神戸市公告

都市計画を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和5年1月4日から令和5年1月18日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和5年1月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画流通業務団地	〈神戸流通業務団地〉 神戸市西区学園東町4丁目、6丁目、須磨区 弥栄台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、 5丁目及び緑台 〈西神流通業務団地〉 神戸市西区見津が丘3丁目、4丁目、5丁目 及び7丁目

## 3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）第 10 条第 1 項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 17 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	伊川谷町前開	土田井	1586 番	3,121 m <sup>2</sup> のうち 172 m <sup>2</sup>	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	櫛谷町長谷	佃井東	124 番	1,428 m <sup>2</sup> のうち 25 m <sup>2</sup>	農用地区域から除外する。

## 神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

## 1 設置する都市公園

## (1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
鴨子ヶ原南小公園	東灘区鴨子ヶ原3丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	

## (2)供用開始の年月日

令和5年1月17日

神戸市公告

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区岩岡町岩岡字中場180番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
明石市魚住町西岡650-2 ルミエール魚住103  
葛西 涼
- 3 許可番号  
令和4年11月1日 第8083号

## 神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区新港町71番1、71番2、71番3、71番4、112番1、112番2、112番1地先土地、112番2地先土地のうち5工区

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿2丁目4番1号

住友不動産株式会社

代表取締役 小林 正人

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内

合同会社AQUART PARK神戸

代表社員 一般社団法人AQUART PARK神戸 職務執行者 本郷 雅和

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内

合同会社AQUART神戸

代表社員 一般社団法人AQUART神戸 職務執行者 本郷 雅和

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内

合同会社デカンショライオン

代表社員 一般社団法人デカンショライオン 職務執行者 本郷 雅和

神戸市中央区新港町7番1号

株式会社フェリシモ

代表取締役 矢崎 和彦

## 3 許可番号

令和元年5月15日 第6955号

(変更許可 令和元年8月15日 第1346号)

(変更許可 令和元年10月11日 第1352号)

(変更許可 令和4年11月14日 第1500号)

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚968番2、968番7、968番8、968番11、968番12、972番4、伊川谷町有瀬字バリバリ南962番2、963番4、963番5、963番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区伊川谷町有瀬968-7

西尾 寛

3 許可番号

令和4年10月17日 第8078号

（変更許可 令和4年11月4日 第2028号）

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区神陵台5丁目192番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区我孫子東2丁目7番4号

株式会社ティー・アイ・コーポレーション

代表取締役 高田 寛裕

3 許可番号

令和4年6月21日 第8054号

（変更許可 令和4年11月21日 第2029号）

**選挙管理委員会**

神戸市選告示第7号

神戸市選挙管理委員会委員長代理 南原 富廣の退職に伴い、地方自治法第182条の規定により、令和5年1月1日付で次の者を神戸市選挙管理委員会委員に補欠した。

令和5年1月4日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1 住所

神戸市西区伊川谷町潤和1471番地

2 氏名

山本 貞雄



神戸市選告示第8号

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月1日神戸市選告示第1号）第4条第1項の規定により、令和5年1月1日付をもって、委員長の職務を代理する委員に次の者を指定した。

令和5年1月4日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

- 1 住所  
神戸市須磨区北落合2丁目12番32号
- 2 氏名  
向井 道尋

